

## 金融再生・健全化法について

10月23日、金融再生・健全化法が施行され、我が国の不良債権問題に関する事前的措置としての早期健全化スキームと事後的措置としての破綻処理スキームから構成されるセーフティー・ネットが整備された。今後、公的資金の資本注入を通じて、金融危機回避への効果が試されていくこととなる。本レポートでは、金融再生・健全化法の意義や今後の課題を検討する。

### 1. 金融再生・健全化法をめぐるこれまでの動き

まず、金融再生・健全化法の成立過程を振り返ってみよう（表1）。6月に始まった金融再生論議は、7月2日の金融再生トータルプランにおいてブリッジバンク制度の導入を骨子に具体化され、参議院選挙と小渕内閣成立までの政治空白時期を挟んで、8月5日に国会へ提出された。衆議院本会議の前哨戦として破綻認定基準・ブリッジバンク制度の大手行への適用可否等が衆議院・参議院各予算委員会で協議された。参議院での与野党勢力逆転の影響と5月以降表面化していた日本長期信用銀行の経営不安に係る公的支援問題への批判とが絡み合いながら、自民党に対する野党共闘が強まり、25日以降の衆議院本会議での審議は迷走を続け、結果自民党は三度に亘る法案修正を余儀なくされた。

9月18日、与野党党首会談で金融再生法案修正方向での合意をみたものの、日本長期信用銀行への対応・破綻前処理・金融財政分離等に解釈の相違が顕在化する。ロシア危機や米国ヘッジファンドLTCMの救済等国际金融不安が加速度的に増大し、システミック・リスク防止に一刻の猶予も許されないなか、自民党は野党案の「丸飲み」によって法案成立を余儀なくされていく。9月29日、金融再生法案は、特別公的管理に入った銀行の受け皿銀行への資本注入と、早期健全化スキームの対象銀行にも不良債権買い取りを認める項目が加わったほかは、野党案をほぼそのまま踏襲するかたちで合意するに至る。

10月2日、金融再生法案は衆議院を通過し、同日夜、自民党は早期健全化スキーム案を野党に提出。その後修正が加えられたが、一定の条件をつけて自己資本比率8%以上の金融機関でも公的資金による資本注入に途を開き、破綻前対応の枠組みを用意することとなった。早期健全化法案は、13日、衆議院を通過した。

争点は、破綻前の対応・破綻処理の方法・破綻処理の遂行機関・破綻処理期間・債権管理回収機関等、枠組に向けた組織論が中心となって推移し、与野党間・与党内部での政治

表 1 金融再生法・健全化法および資本注入を巡る動向

報道日	報道内容
6/22	・金融監督庁、発足
6/26	・長銀と住友信託、合併へ向け基本合意
7/2	・政府、与党金融再生トータルプラン推進協議会「第2次とりまとめ」を公表、ブリッジバンク制度の導入による金融システム安定化が主な内容。
7/12	・参議院選挙、自民大敗
7/30	・小淵内閣発足
8/5	・政府、金融再生6法案を閣議決定し国会へ提出 ・野党3会派（民主、平和・改革、自由）が対案の共同提出に合意
8/17	・衆議院予算委員会スタート、破綻処理の遂行機関が焦点
8/18	・ブリッジバンク制度の大手行適用可否、自民大手行は合併を優先
8/20	・参議院予算委員会スタート、自民、公的資金で再編・大手銀行は破綻回避
8/21	・長銀リストラ策発表、政府・金融監督庁・大蔵省・日本銀行は合併支援を表明 ・長銀に公的資金5000億円以上投入を検討
8/25	・衆議院本会議入り、ブリッジバンク法案修正必至、破綻認定の基準が焦点 ・野党、長銀問題を重点に自民と共闘姿勢、自民、再生法と長銀問題分離を
8/27	・衆院金融安定化特別委員会で「長銀問題」を集中審議
8/31	・衆院委参考人招致（長銀頭取他）
9/2	・「破綻前」処理策、与野党修正で歩み寄り
9/4	・政府、自民党「破綻前」処理策の骨格を固める
9/5	・日米蔵相会談
9/9	・与野党実務者協議会で修正協議入り
9/10	・自民党、金融再生関連法案の第2次修正案の骨子を固める
9/11	・民主党、大詰め態度硬化「長銀問題」は合意の前提～長銀は管理下の破綻処理 ・自民党が譲歩、金融再生関連法案の第2次修正案を提示→野党側拒否
9/14	・自民党、金融再生関連法案の第3次修正案を提示～金融システム安定化法の廃止盛り込む。長銀問題は現行法で処理
9/15	・長銀を一時公的管理下に、自民現行法での処理方針を転換
9/18	・党首会談、金融再生関連法案を修正で基本合意 ・合意の解釈論にズレ～・長銀への対応・破綻前処理・金融財政分離にツメ残す
9/22	・金融再生関連法案を巡る与野党協議スタート～基本合意から仕切直し ・日米首脳会談
9/24	・自民党、党首会談合意を基にした修正案を提示→野党反発「合意が後退」
9/25	・与野党、長銀処理を「一時国有化」で決着
9/26	・与野党修正協議、大筋で合意 ・「早期健全化策」を継続協議
9/27	・与野党「非常事態」で歩み寄り ・与野党協議、金融再生関連法案修正が最終決着→「破綻前」立法化
9/30	・金融再生法修正案につき与野党で合意
10/2	・金融再生関連法案が衆院を通過 ・自民党、「早期健全化策」を提示→厳しい基準、金融界衝撃
10/8	・住友信託高橋社長、「長銀との（合併）交渉打ち切り」
10/13	・早期健全化法案が衆議院を通過、今国会成立へ
10/16	・金融再生関連法案を公布。23日施行。
10/23	・長銀、特別公的管理を金融監督庁に申請（国有化第1号）
11/4	・国有長銀、新経営陣の下、始動
11/5	・大手19行への立ち入り検査を終了（7月から実施）
11/6	・柳沢金融再生担当相、優先株の配当負担を軽減、資本注入をしやすく ・政府、自己資本比率8%以上の健全行につき、注入時の経営責任求めず
11/10	・政府、公的資金投入の審査基準を発表、大手15行以上が申請予定
11/11	・大手18行のうち15項が申請する方向と報道
11/12	・中央信託、金融再生勘定（総額18兆円）から1000億円の公的資金を申請へ
11/15	・住友銀行公的資金5000億円を申請へ、自己資本比率10%超へ

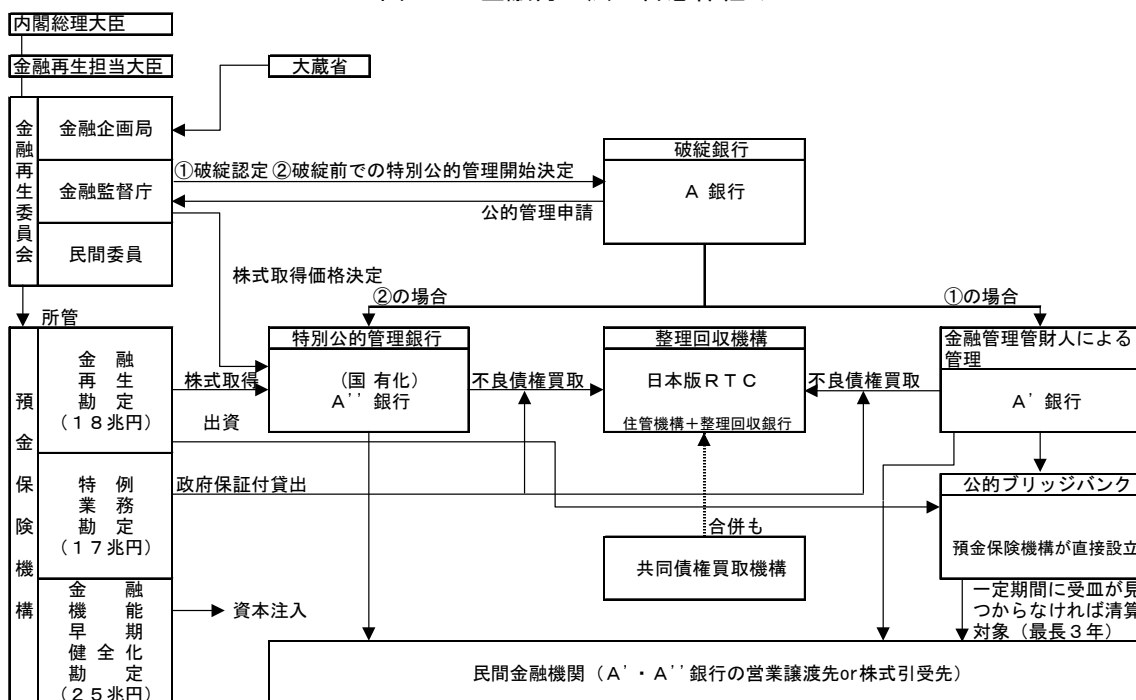
(出所) 各紙報道より野村総合研究所作成

的駆け引きの様相が強まった。破綻認定の基準や円滑な処理推進に向けた行政のありかたといった、本来あるべきテーマがおざなりとなったため、この重大さについての国民へのアピール度が低く、問題の緊急性を伝えきれなかった感は拭えない。

## 2. 金融再生法の内容

「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」は、我が国の金融の機能の安定及びその再生を図るため、金融機関の破綻処理の仕組みとルールを確立し、信用秩序の維持と預金者等の保護を確保することを目的としている(図1)。

図1 金融再生法の合意枠組み



(出所) 野村総合研究所

### 1) 破綻処理の原則

破綻処理のあり方を3条で規定し、2001年3月31日までに、集中的に実施することを謳っている。破綻処理の原則は、第一に、破綻した金融機関の不良債権等の財務内容その他の経営状況を開示すること、第二に、経営の健全性の確保が困難な金融機関は存続させないこと、第三に、株主責任および経営者責任を明確にすること、第四に、預金者等を保護すること、第五に、金融機関の金融仲介機能を維持すること、第六に、破綻処理のコストを極小化すること、と明記された。

## 2) 資産の査定と報告

金融機関は決算期、その他主務省令で定める期日において、資産査定を行い、金融再生委員会に報告し（6条）、査定区分に係る資産の合計額等を公表することを義務づけた（7条）。報告書に虚偽の記載をした者には5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金を科すこと等となった（78条）。

## 3) 金融整理管財人による管理と公的ブリッジバンクへの移行

野党案では破綻金融機関の金融整理管財人による管理と国が株式を強制取得する意味での特別公的管理が主張され、修正法案では金融整理管財人による管理（8条）とともに、金融整理管財人によって管理された金融機関が公的ブリッジバンクに移行できるよう選択肢が増やされた（27条4項）。当初、政府案にあった「平成金融再生機構」は採用されず、預金保険機構が公的ブリッジバンクに出資する形態が採られた。

公的ブリッジバンクは、金融再生委員会が選任した金融整理管財人によって営業譲渡先を探す努力がなされながらも<sup>1</sup>、金融整理管財人が必要を認めた場合に、金融再生委員会に対して設立を求めることができるものである。公的ブリッジバンクは、業務を引き継いでから1年以内に、やむを得ない場合は1年毎に2回までに限り、すなわち最長3年以内に合併・営業譲渡・株式譲渡等の処分を行わなければならない（31条）。

なお、当初政府・与党案にあった破綻金融機関の株式取得方式による公的ブリッジバンク構想は廃止された。

## 4) 特別公的管理

特別公的管理は、銀行が財産をもって債務を完済できない場合や預金の払い戻しを停止したあるいは停止するおそれがあると認められる場合、つまり債務超過や資金繰り難から破綻する場合（36条）と、預金の払い戻しを停止するおそれが生ずると認める場合、つまり単に流動性危機が生じる可能性がある場合（37条）、に開始決定される。

10月23日、日本長期信用銀行は、上記法律68条2項「・・・その業務又は財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれが生ずると認められるときは、その旨及びその理由を、文書をもって、金融再生委員会に申し出なければならない。」に基づき申し出を行い、37条に基づく特別公的管理を期待したが、結果は36条の適用つまり事実上の破綻認定がなされた。

---

<sup>1</sup> 金融再生委員会より管理を命じられてから原則1年以内に営業譲渡等により管理を終了する。やむを得ない事情がある場合は、さらに1年を限りに延長することができる（25条）

なお、金融再生委員会は、2001年3月31日までに特別公的管理銀行の営業譲渡・株式譲渡その他の処分を行わせ、特別公的管理を終了させる（52条）。

## 5) 資産の買取り

預金保険機構は、金融整理管財人による管理を命じられた金融機関・公的ブリッジバンク・特別公的管理銀行等から資産を買取り、整理回収機構（預金保険法附則7条1項により特定整理回収協定を締結した協定銀行）に資産の管理及び処分の業務を委託することができる（53条、54条で特定整理回収協定を規定）<sup>2</sup>。資産買取基準については、金融再生委員会が事前に公表する（56条）。

整理回収機構による資産買取のための資金については、預金保険機構が貸付あるいは債務保証を付与することとなる（57条）。

なお、金融再生委員会設立準備室は、11月17日、特別公的管理や公的ブリッジバンクに移行した金融機関が、どの貸出債権を保有・承継するかを判断する「資産判定基準」を発表した（図2）。判定基準は、自己査定で用いる債務者区分毎に条件を定めており、概ね第2分類債権に相当する「要注意先」債権について、財務内容の健全性に従って区分している。繰越損失を抱えている企業でも、2年後の決算期末までに損失を解消できる見通しがたつ場合は融資継続に応ずるなどの救済措置を盛り込んでいる。しかし、「貸し渋り」現象がおさまらないなか、現時点で繰越損失を抱える中小企業が2年後に損失を解消できるという確証を持つことなどできるのか疑問が残る。

図2 自己査定債務者区分に基づく要注意先企業の判定基準

自己査定区分		融資の継続可否
破綻先・実質破綻先		×
破綻懸念先		×
要注意先	貸出条件緩和債権	債務の履行状況、財務内容で判断
	3ヶ月以上延滞債権	
正常先		○

		債務の履行状況	
		正常	①貸出条件緩和 ②元利金支払延滞
財務内容の健全性	繰越利益	A→适当	B
	繰越損失	2年後の期末までにAに移行→适当	
	債務超過	C→不适当	

・住宅ローンなど個人向けのみの債務者→适当  
・債務総額が5000万円未満で元利返済が正常→适当

（出所）日本経済新聞(98.11.18)より野村総合研究所作成

<sup>2</sup> 整理回収機構の設立は下記4を参照

## 6) 預金保険機構の業務の特例

預金保険機構は、預金保険法 34 条の他「…我が国の金融の機能の安定及びその再生を図るため…銀行の特別公的管理並びに金融機関等の買取りに関する緊急措置の制度を設ける…」(1 条) という目的を達成するため、公的ブリッジバンクへの出資を行うことができること (60 条)、特別公的管理銀行に対し資金を貸し付けることができること (61 条)、公的ブリッジバンクが業務の遂行によって発生した損失を補填できること (62 条)、とした。また、63 条では、破綻金融機関・公的ブリッジバンク、特別公的管理銀行の事業継承、あるいはその株式を譲受する金融機関が発行する株式の引き受け、が可能となった。さらに、預金保険機構の資金繰り確保について、日本銀行、金融機関その他の者からの借入または預金保険機構債券の発行を可能とし (65 条)、これらへの政府保証の付与も行うこととした (66 条)。

なお、預金保険機構に新たに 18 兆円 (金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行令 13 条) の金融再生勘定 (64 条) が設置された<sup>3</sup>。これにより、破綻金融機関の受け皿銀行が営業授受する際の資本増強を目的とした公的資本注入も可能となり、経営破綻した北海道拓殖銀行の受け皿となる中央信託銀行が同勘定からの資本注入の第 1 号となる見込みである。

## 7) 「金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律」(金融機能安定化法) の廃止

98 年 2 月 18 日に施行された、2001 年 3 月末までの時限的措置として、預金保険機構の業務内容を拡充し、銀行の自己資本充実を目的とした優先株または劣後債等の引受けを可能とした 13 兆円の金融危機管理勘定が廃止となった (附則 4 条)<sup>4</sup>。

## 3. 金融再生委員会設置法等の内容

「金融再生委員会設置法」「金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」は、金融再生委員会の組織および権限を規定している。野党案では、金融再生委員会委員長には国務大臣を任命し、破綻金融機関の清算、国有化などいっさいの金融行政を取り仕切るほか、大蔵省金融企画局の全権限を移管することが主張されたが、修正法案では権限範囲について変更が施された。

<sup>3</sup> 金融再生勘定は、公的ブリッジバンク設立に際しての出資金、公的ブリッジバンクへの貸付金・債務保証・損失の補填・株式取得等 (60 条) のために用意された。

<sup>4</sup> 大崎貞和「金融システム安定化法について」『資本市場クォーターリー』98 年春号参照。ただし、17 兆円の特例業務勘定はそのまま引き継がれている。

## 1) 国家行政組織法に基づく設置

金融再生委員会は国家行政組織法（3条2項）に基づいて、総理府の外局として設置される（2条）。金融再生委員会の所掌事務および権限は、これまでの総理府（金融監督庁）の所掌事務、金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する調査・企画及び立案、金融管理管財人による管理・特別公的管理その他の金融機関の破綻の処理等に関する実務、に限定された。与野党合意では、金融破綻処理制度と金融危機管理に関する企画・立案は大蔵省との「共管」とされたが、条文に明記はされていない。

財政・金融の分離の内容について、1999年の次期通常国会終了までに法整備を済ませ、2000年1月までに新体制に移るといわれている。自民党には、2003年までに発足する予定の金融庁を前倒しする案もあり、大蔵省が財務省として財政部門に特化した場合の、金融庁と金融再生委員会との整合性についての詳細は今後の議論となる。

## 2) 組織

委員長及び委員4人で組織（5条）され、委員長には国務大臣が就き（6条）、委員は、経済、金融又は法律に関して優れた識見と経験を有する者のうちから、衆参両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する（7条）。任期は金融再生委員会の廃止の日までとする（8条）。

## 3) 金融再生委員会に金融監督庁と株価算定委員会を設置

金融監督庁設置法（平成9年法律第101号）により設置された金融監督庁は、金融再生委員会設置法の成立に伴い金融再生委員会に設置されることとなり、同時に金融監督庁設置法が廃止された（附則3条）。なお、証券取引等監視委員会は金融監督庁に設置される。また、株価算定委員会が金融再生委員会に設置され、金融再生委員会の所掌事務のうち「金融整理管財人による管理・特別公的管理その他の金融機関の破綻の処理等に関すること」（4条2項）を分掌する。非常勤の委員5人によって組織される。

## 4) 法律の廃止

「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」の規定に基づく金融再生委員会の事務が終了した後、廃止される（附則2条）

## 4. 整理回収機構（日本版 RTC）の設立

「預金保険法の一部を改正する法律」は、整理回収機構（日本版 RTC）の設立を目的とするもので、野党によって提案されたものである。整理回収機構は住宅金融債権管理機構が整理回収銀行を吸収合併する形で設立（預金保険法附則 8 条の 2）される予定で、将来は共同債権買取機構の追加合併を検討する。整理回収機構は野党案では営利法人ではなかったが、修正法案では株式会社組織として位置づけられた（「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（59 条））。

## 5. 早期健全化法の内容

「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」は、金融機関の資本増強に関する緊急措置の制度を整備することによって金融機能の早期健全化を図ろうとする破綻前処理スキームである。自己資本比率の程度を基準として「健全」「過小資本」「著しい過小資本」「特に著しい過小資本」の 4 つに区分し、段階に応じた経営合理化策等を命じることとなった。また、自己資本比率 8% 以上の健全行にも資本注入を可能とした点が特徴。

### 1) 金融再生委員会が講ずる施策の原則

金融機能の早期健全化の原則（3 条）は、第一に、事態の未然防止、第二に、金融機関に対する経営の合理化・経営責任・株主責任の明確化、第三に金融機関の再編促進によるシステム効率化、第四に、社会的コストの極小化、第五に、早期是正措置との効果的な連携、第六に、十分なディスクロージャー、を明記している。

2 項では、金融再生委員会の施策の前提として、第一に、適切な資産査定の実施、第二に、適切な引当の実施、第三に、有価証券その他の資産の適切な評価、を規定している。

さらに 3 項では、「特に著しい過小資本」の状況にある旨の区分に該当する金融機関に対しては、自己資本の充実・大幅な業務の縮小・合併あるいは銀行業等の廃止のいずれかを命じ、実施することを明記した。

なお、2 項に基づき、11 月 10 日、金融再生委員会設立準備室は「資産の査定等を行うための基本的な指針」を発表し、資本注入の審査基準を示し（表 2）、金融機関に積極的な資本注入申請を促した。さらに、資産査定・引当等の新基準も併せて公表した。図 3 は、公表新基準と、従来の全銀協基準等の整合性を比較したものである。これによれば、金融機関は、99 年 3 月期から「リスク管理債権情報」と金融再生法に基づく「資産査定額」の公表が義務づけられ、分類債権も合わせると、ひとつの金融機関に 3 つの不良債権情報が存在することになり、基準の明確化が今後の課題となろう。



## 2) 資本増強申請と経営健全化計画の提出

預金保険機構に対し早期健全化のため、2001年3月31日までに資本増強を申請（4条2項）し、株式等の発行や劣後的借入を行おうとする金融機関等は、経営の合理化のための方策、責任ある経営体制の確立のための方策、等の経営健全化計画の提出を預金保険機構を通じて、金融再生委員会に提出しなければならない（5条）。

## 3) 金融機能早期健全化勘定の新設

金融機能安定化法の廃止の一方、15条では「金融機能早期健全化勘定」25兆円枠（金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律施行令5条）が設置された。

表2 株式等の引き受け等の要件及び基準の概要

区分	自己資本比率		金融機能 早期健全化 法基準	議決権のある株式		議決権のある株式以外の株式等	
	国際統一基準	国内基準		区分別の 法定要件	区分その他の要素を 勘案して定める基準	区分別の 法定要件	区分その他の要素を 勘案して定める基準
非区分	8% 以上	4% 以上	健全		(対象外)	①経営状況の悪化した金融機関との合併 ②信用収縮回避等に不可欠等	1. 経営合理化（役職員数・経費抑制） 2. ROE向上のための各部門の整理・拡大等市場の評価を高めるための方策 3. 必要度が低い施設の売却等 4. 利益流出の抑制 5. 信用供与の現象を回避する方策の実行（特に中小企業向け貸出残高は原則増加）
I区分	8% ～ 4%	4% ～ 2%	過小資本		(対象外)		1. 経営合理化（役職員数・経費抑制） 2. ROE向上のための各部門の整理・拡大等市場の評価を高めるための方策 3. 必要度が低い施設の売却等 4. 経営体制刷新（役員数削減等） 5. 配当・役員賞与等の抑制 6. 減資等による株式価値の適正化（純資産額が資本金を下回る場合） 7. 早期是正措置の確実な履行 8. 信用供与の減少を回避する方策の実行（特に中小企業向け貸出残高は原則増加）
II区分	4% ～ 2%	2% ～ 1%	著しい過小資本		1. 経営の抜本的改革 代表権のある役員の退任、給与水準の引き下げを含む給与体系の方策見直し、組織・業務見直し（役職員数・支店等の削減、海外営業拠点の廃止等）を原則すべて実行 2. ROE向上のための各部門の整理・拡大等市場の評価を高めるための方策 3. 必要度が低い施設の売却等 4. 配当・役員賞与等の停止 5. 経営責任明確化のための体制整備 6. 減資等による株式価値の適正化（純資産額が資本金を下回る場合） 7. 早期是正措置の確実な履行 8. 信用供与の減少を回避する方策の実行（特に中小企業向け貸出残高は原則増加）		1. 経営の抜本的改革 代表権のある役員の退任、給与水準の引き下げを含む給与体系の方策見直し、組織・業務見直し（役職員数・支店等の削減、海外営業拠点の廃止等）を原則すべて実行 2. ROE向上のための各部門の整理・拡大等市場の評価を高めるための方策 3. 必要度が低い施設の売却等 4. 配当・役員賞与等の停止 5. 経営責任明確化のための体制整備 6. 減資等による株式価値の適正化（純資産額が資本金を下回る場合） 7. 早期是正措置の確実な履行 8. 信用供与の減少を回避する方策の実行（特に中小企業向け貸出残高は原則増加）
	2% ～ 0%	1% ～ 0%	特に著しい過小資本	地域経済に必要不可欠等			

(注) 1. 承認に当たっては、不良債権の償却・引当て、信用供与、申請までの経営合理化の状況等を考慮して、発行金融機関が該当する区分に応じて行うべきとされた事項は、当該事項に相当する当該区分以上の区分に応じて行うべき事項とすることができる。

(出所) 金融財政事情（内閣総理大臣官房 金融再生委員会設立準備室）

図3 「資産査定分類基準」と「不良債権情報の開示基準」の相互関係

資産査定分類基準 (金融監督庁)	自己査定債務者区分 (公認会計士)	リスク管理債権の開示基準 (全銀協)	金融機能再生法の開示基準 (総理府)	引当等の方法 (告示案第2条)
貸出金・有価証券・外為 ・未収利息・仮払金・ 支払い承諾見返り	貸出先	貸出金	貸出金・有価証券・外為 ・未収利息・仮払金・ 支払い承諾見返り	
4分類	破綻先・実質破綻先	破綻先債権・延滞債権	破産更生先債権 およびこれに準ずる債権	債権毎に、債権額から担保の処分 可能見込額及び保証による回収が 可能と認められる額を減算し、そ の残額について償却・引当する。 債権毎に、債権額から担保の処分 可能見込額及び保証による回収が 可能と認められる額を減算し、そ の残額のうち債務者の財務状態及 び経営成績を考慮して必要と認め られる額について引当を行う。
回収不能債権 3分類	破綻懸念先	延滞債権	危険債権	
回収に重大な懸念のある 債権 2分類	要 注 意 先	貸出条件緩和債権	要管理先債権	貸倒実績率に基づき一般引当
回収に注意を要する債権 1分類		3ヶ月以上延滞債権		
正常債権	正常先	正常債権	(その他特に注意を要する債権) 正常債権	貸倒実績率に基づき一般引当

(出所) 金融財政事情及びニッキンより野村総合研究所

## 6. 今後の課題

今般整備されたセーフティー・ネットも以下の観点なくして有効利用に繋がらない。第一に、金融再生委員会のリーダーシップの確保である。既に公表されはじめた資産査定・分類債権の基準づくり、資本注入の条件審査等について緻密かつ迅速に対応できるかが当面の課題であり、金融実務に長けたスタッフの確保が必要であるとともに、金融再生委員会の設置までの間の金融行政の分断を回避しなければならない。第二に、破綻処理機能の有効性確保である。特別公的管理方式とブリッジバンク方式の併用が実現したが、ブリッジバンクが大手行に適用しづらいと指摘された点や特別公的管理方式での株価算定基準の妥当性確保といった点に今後のツメが必要だろう。

当面の最大の注目点は、早期健全化スキームの有効性確保であろう。資本注入の審査基準は、経営者の責任を問わないなど、資本注入申請をし易いように配慮されたが、銀行の腰は重い。申請額規模も大手18行で5~6兆円しかも横並びの感は拭えず、1行あたり兆円単位での大胆な申請規模を促す政府を苛立たせている。政府側の醸し出すこうした空気が、資本注入のみが目的のような状況を生み出すとしたら、再び市場の「信認」を失うことになりかねない。さらに、緊急経済対策における「貸し渋り」解消と資本増強を目的とする健全化スキームとの説明に論理的矛盾が存在するため、しばしば混同し、「貸し渋り」が解消できなければ資本注入を積み増しさせるといった主張も聞こえ始めた。

金融は安定するのかという疑問への答えが「貸し渋り」解消の確認を通じて行われようとするなら、問題の本質を欠いている。「貸し渋り」現象が銀行の自己資本の毀損と自己資

本比率規制対策との関係から生じる結果である以上、現下の金融安定の条件は、「貸し渋り」解消を数字で示すことではなく、銀行の自己資本充実度合を確認することなのである。自己資本充実や新規与信に繋がる資金を確保できる余裕度の確認ができない限り、直接的に「貸し渋り」解消を確認することは困難であろう。ならば、自己資本の充実が銀行の申請規模ないしは25兆円枠のみで十分なのかという問いに対しては、今後の銀行による偽らざる情報開示の度合によって確認していく他ない。不良債権額・引当額等情報開示の程度が市場の「信認」を得るに足るものであるという確認がなされない限り、公的資金の必要額の妥当性は検証し得ないからである。つまり、金融の安定は、結果である「貸し渋り」現象の解消を融資額の純増といった数字で示すことによって確認されるべき性質のものではなく、自己資本が本当に充実したのかを確認するために、資産の劣化状況等に関する情報開示の度合を強めることによって測られねばならない性質のものなのである。

市場は銀行による情報開示の程度を今後一層注視していく。情報開示の充実こそが差別化戦略であり社会的責任の現れであることを再認識しなければいけない時期に来ている。

(飯村 慎一)